令和６年度
安全報告書

信頼を心で運ぶ市バス・地下鉄
横浜市交通局

ごあいさつ

日頃から、横浜市営地下鉄・市営バスをご利用いただきありがとうございます。

横浜市営交通は100年以上にわたり、市民のみなさまに身近な交通機関として、毎日、横浜のまちを走り続けてまいりました。

近年、市営交通の経営を取り巻く環境は、人口減少・超高齢社会の到来、原材料費や労務費等の高騰による運送コストの上昇、人材の確保がこれまで以上に困難になっていることなど、極めて厳しく急激に変化しています。

一方で、頻発・激甚化する自然災害への備えや、初期開業から 50 年以上が経過した地下鉄施設の老朽化など、先送りせずに進めていくべき安全対策上の課題もあります。

こうした状況のなか、市営交通では、令和５年度（2023 年度）に『市営交通中期経営計画 2023-2026』を策定し、「安全の確保」を事業の最優先事項と位置づけ、職員の安全意識の向上や、安全運行を維持するための施設・設備の更新等に、計画的に取り組んでいます。

どれほど時代が移り変わっても、市営交通が果たすべき「市民のみなさまの足として、安全で確実な運行を提供する」という使命は変わりません。

未来にわたってその使命を果たし続けるため、健全経営や安全運行の基本理念である『横浜市交通局経営理念』及び『横浜市交通局安全方針』のもと、全職員が一丸となって、輸送の安全の確保に取り組んでまいります。

横浜市交通事業管理者

三村　庄一

目　次

Ⅰ　交通局の安全確保に係る基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

1　安全に関する基本方針
2　輸送の安全を確保する体制

Ⅱ　交通局における安全の取組の全体像　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

1　運輸安全マネジメント制度に基づく継続的な改善
2　安全風土の醸成と安全教育
3　職員の健康管理と働きやすい職場づくり
4　お客様の声

Ⅲ　高速鉄道事業（市営地下鉄）の安全の取組　・・・・・・・・・・・・・・　１０

1　輸送の安全を確保する体制
2　令和６年度安全重点施策・目標達成状況
3　安全の取組
4　令和７年度安全重点施策

Ⅳ　自動車事業（市営バス）の安全の取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

1　輸送の安全を確保する体制
2　令和６年度安全重点施策・目標達成状況
3　安全の取組
4　令和７年度安全重点施策

Ⅰ　交通局の安全確保に係る基本的な考え方

1　安全に関する基本方針

安全な運行の提供は交通事業者にとって最優先の課題であり、あらゆる取組の基盤です。「横浜市交通局経営理念」「横浜市交通局安全方針」に基づき、お客様に安全な交通サービスを提供し、安心してご利用いただける市営交通を目指します。

横浜市交通局経営理念

私たちの決意

私たちは、市民のみなさまの足として、安全・確実・快適な交通サービスを提供し、お客様にご満足いただけるよう、経営力を高め、持続的な改善に取り組みます。

1　安全意識を高く持ち、安全確保を最優先します。
2　お客様の声を大切にします。
3　いつも笑顔で、挨拶を励行します。
4　公正かつ誠実に行動します。
5　常に課題を明らかにし、チャレンジします。

私たちのメッセージ

信頼を心で運ぶ市バス・地下鉄

平成７年５月 31 日制定、平成 19 年５月 21 日改正

横浜市交通局安全方針

私たちは、安全な運行の提供がお客様への最大のサービスであることを認識し、どなたにも安心してご利用いただける市営交通をめざします。

1　安全意識を高く持ち、決められたルールを深く認識し、しっかり守ります。
2　安全を維持し向上させていく取組を常に見直し、改善に努めます。
3　安全な車両・設備などの提供に努めます。
4　日ごろからコミュニケーションを活発にし、安全第一の職場風土を築きます。

平成 19 年２月 21 日制定

2　輸送の安全を確保する体制

安全管理規程に基づき、次の体制で安全を推進します。

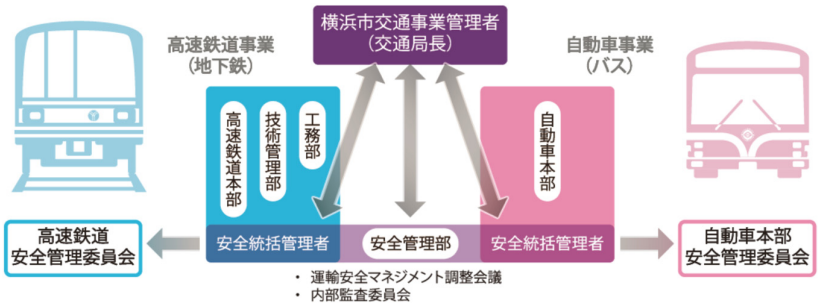

横浜市交通事業管理者（交通局長）	三村　庄一
高速鉄道事業：安全統括管理者（交通局統括安全管理者兼務）	村田　守廣
自動車事業：安全統括管理者（交通局安全管理部長兼務）	浅野　正則

横浜市交通局 安全管理体制（令和７年４月１日現在）

2－1　輸送の安全を維持向上・改善する仕組み（ＰＤＣＡサイクル）

輸送の安全確保に関する施策の「計画（P）」、確実な「実施（D）」、進捗状況や結果の「評価（C）」、必要な「見直し（A）」を行います。

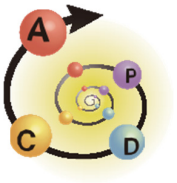

P → 安全重点施策の策定
D → 安全重点施策に基づく取組の実施
C → 内部監査、安全管理委員会における確認
A → マネジメントレビュー
　　安全管理委員会における改善指示

2－2　安全管理委員会（高速鉄道（地下鉄）・自動車（バス）それぞれ毎月開催）

安全に係る取組の実施状況を確認します。また、事故の未然防止策など安全性の向上を図る施策について検討・立案、進捗確認、実施後の振り返りを行います。

	高速鉄道（地下鉄）	自動車（バス）
内容	委員・部会報告、月例報告、対策実施進捗状況の確認 など	定例報告、個別案件報告、提案議題の議論 など

2－3　運輸安全マネジメント調整会議（適宜開催）

局内の全ての部が参加し、高速鉄道・自動車の両事業部に共通する課題の検討や、部門間の情報共有を行います。

Ⅱ　交通局における安全の取組の全体像

1　運輸安全マネジメント制度に基づく継続的な改善

(1)　内部監査

安全に係る取組について、高速鉄道部門・自動車部門・総務部門が相互の部門を監査します。

令和６年度は 24 名の監査員が監査を行いました。監査員の力量向上のため、外部研修への職員派遣や、他チームの監査への立会い、経営責任職及び監査員経験のある責任職による監査員への助言などを行い、監査の質の向上を図りました。

①　被監査組織

※令和６年度内部監査結果（令和６年７月～10 月実施）

②　監査結果

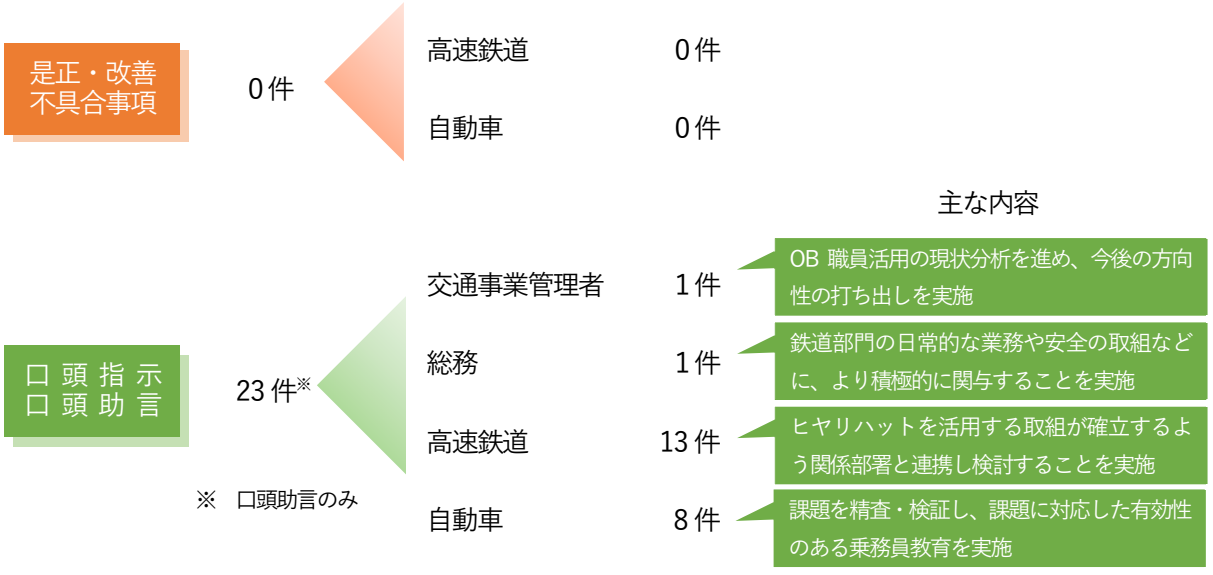

※　口頭助言のみ

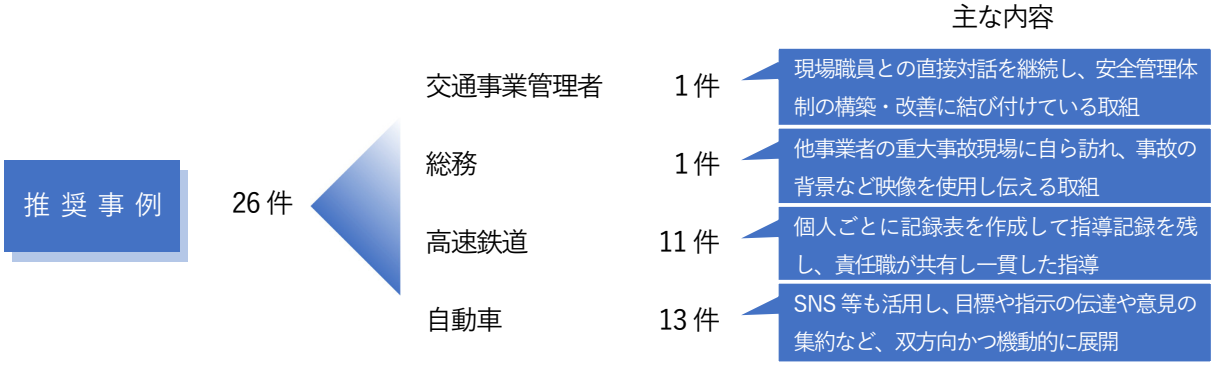

(2) マネジメントレビュー

交通事業管理者（交通局長）が、令和６年度の安全に係る取組を振り返りました。

部門	局 長 指 示
高速鉄道	• 責任職や各担当は、ヒヤリ・ハット事例に対するグループ討議の内容を把握し、局全体で仕組みやハードの改善に繋げ、その改善結果を職員にフィードバックをすること。 • 再発防止策が注意すべきポイントをまた一つ増やし、注意力を散漫にさせていないか。重複や不必要となったルールを見直し、集中すべきところに集中できるルールやマニュアルにすること。 • 駅や車内のアナウンスの品質は高くなっている。異常発生時では、ゆったりとした安心感を伝えられるアナウンスができるようにすること。
自動車	• レベルや特徴に応じて適切に目標設定をし、それに応じた指導を実施していく必要がある。そのための評価指標の設定や分析手法の検討が今後の課題である。 • 添乗は乗務員に結果をフィードバックするために実施するもの。目的や狙いを営業所責任職と共有し、可能な限り速やかに結果を本人にフィードバックすること。 • 必ずしも毎年同じ研修を同じ規模で繰り返していかなくても構わないので、相当程度、新人の育成に資源を振り分けていってもらいたい。
総務	• 内部監査をクロスセクションで行うことは、他の部署の取組みを知る良い機会にもなっている。 • 責任職は、安全な運行を支えるため、所属職員の「安全と健康」に配慮する義務があることを深く認識する必要がある。

(3) 運輸安全マネジメント評価（※）

令和６年 11 月、高速鉄道事業に対する運輸安全マネジメント評価が実施されました。当局の安全管理体制や取組の状況が客観的に検証・評価され、安全性のさらなる向上に向けた貴重な機会となりました。

※　国（国土交通省）が事業者の輸送の安全に関する取組を評価し、継続的改善へのアドバイスを実施するもの

▲評価の様子

2　安全風土の醸成と安全教育

(1)　局長研修・対話会

局長自らが高速鉄道・自動車の各現業職場に赴き、局の現状を伝え、職員との意見交換を延べ 52 回実施しました。

	高速鉄道				自動車	合計
	駅務管理所	乗務管理所	総合司令所	保守管理所	バス営業所	
回数	8 回	9 回	3 回	8 回	24 回	52 回
参加職員数	301 名	178 名	33 名	191 名	385 名	1,088 名

(2)　安全統括管理者による職員研修

両事業の安全統括管理者が講師となり、非現業職員及び営業所責任職を対象に、運輸安全マネジメント制度の取組などについて研修を行っています。

令和６年９月から２月にかけて全７回実施したほか、研修の動画を局内で閲覧できるよう配信し、延べ335名の職員が受講しました。

(3)　安全研修

交通局で発生した重大事故を通して、職員一人ひとりが安全について主体的に考え、自らの行動を改めて見つめなおす場として、令和３年度から全職員を対象とした安全研修を実施しています。令和６年度は 1632 名の責任職・職員及びグループ企業職員が受講しました。

研修では、重大事故について感じたことや、安全に対する思い、自分の職場でのリスクなどについてグループ討議を行っています。

▲安全研修（グループワーク）の様子

(4)　交通局安全大会

過去の事故を風化させることなく事故と向き合い、安全運行維持の重要性、安全意識のさらなる向上を図るため、安全大会を開催しています。令和６年度は、11 月 29 日（金）に関内ホールで第 18 回大会を開催しました（参加職員 357 名）。また、当日の映像を各職場に配信し研修等の機会を活用して、参加できなかった職員に共有しました。

安全管理部長から「完璧な安全は存在しないという認識のもと、細心の注意を払って重大な事故を起こさないように取り組んでいく必要がある」というメッセージが、交通局長からは「自分自身の担当業務の中にどんな危険が潜んでいるのか、それを取り除くために自分に何ができるのかを考えて欲しい。過去の事故の教訓を胸に刻みながら、未来に向けて安全のレベルを高め続けることのできる組織にしていきましょう」というメッセージが送られました。

▲局長による講評

3　職員の健康管理と働きやすい職場づくり

(1)　職員の健康管理

安全な運行が保たれるよう、健康管理の面から職員の支援を行っています。健康に関する正しい知識を情報発信するとともに産業医・保健師による職員の健康相談や指導、メンタルヘルス対策などに取り組んでいます。

身体面への取組

健康診断の要治療者への受診勧奨	273 名
特定保健指導利用勧奨	399 名
ＳＡＳ※スクリーニング検査	1159 名
重症-中等症者のフォロー	43 名

など

意識の醸成や健康知識の提供

デジタルサイネージや給与明細書等を使った健康情報の発信（通年）
新採用職員等への研修
衛生管理者連絡会の開催　3回
衛生管理者向けの研修会　2回　など

健康づくりの環境整備

血圧計の設置　30 か所
うがい器の設置　40 か所
安全衛生委員会の開催（各事業所毎月）
出張相談(各事業所)　など

精神面への取組

ストレスチェックの実施（全職員対象）
高ストレス者への医師による面談
相談先チラシの配布　など

※SAS：睡眠時無呼吸症候群

(2)　職員向けアンケート

交通局の経営理念や安全の取組について、毎年、全職員を対象にアンケートを実施しています。職員の理解度や実践状況を把握し各職場での取組に活かしています。

経営理念に関するアンケート	安全の取組に関するアンケート
・交通局経営理念について	・交通局安全方針について
・安全に対する意識について	・安全重点施策について
・職場の組織風土について	・ヒヤリ・ハット情報への意識、活用について
ほか	・安全確保の取組への捉え方について　ほか

4　お客様の声

お客様からのご意見・ご要望・お叱り等は、「お客様の声」として、局内のシステムにより共有しています。要望等については重要性や緊急性に応じて、計画的に対応しています。

	地下鉄	バス	その他	合計
お客様の声 全体件数	1,001 件	2,074 件	71 件	3,146 件
お褒め	51 件	255 件	0 件	306 件
ご意見・ご要望等	950 件	1,819 件	71 件	2,840 件

Ⅲ　高速鉄道事業（市営地下鉄）の安全の取組

1　輸送の安全を確保する体制

1－1　横浜市高速鉄道安全管理規程

（鉄道事業法第 18 条の 3 に基づき平成 18 年 12 月 28 日制定 最近改正（施行）令和 4 年 4 月 1 日）

輸送の安全を確保するために、次のことについて規程として定めています。

○　輸送の安全を確保するための事業の運営方針等

○　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制と方法

※ 横浜市高速鉄道安全管理規程の全文は、交通局ホームページでご覧いただけます。

1－2　横浜市高速鉄道安全管理体制

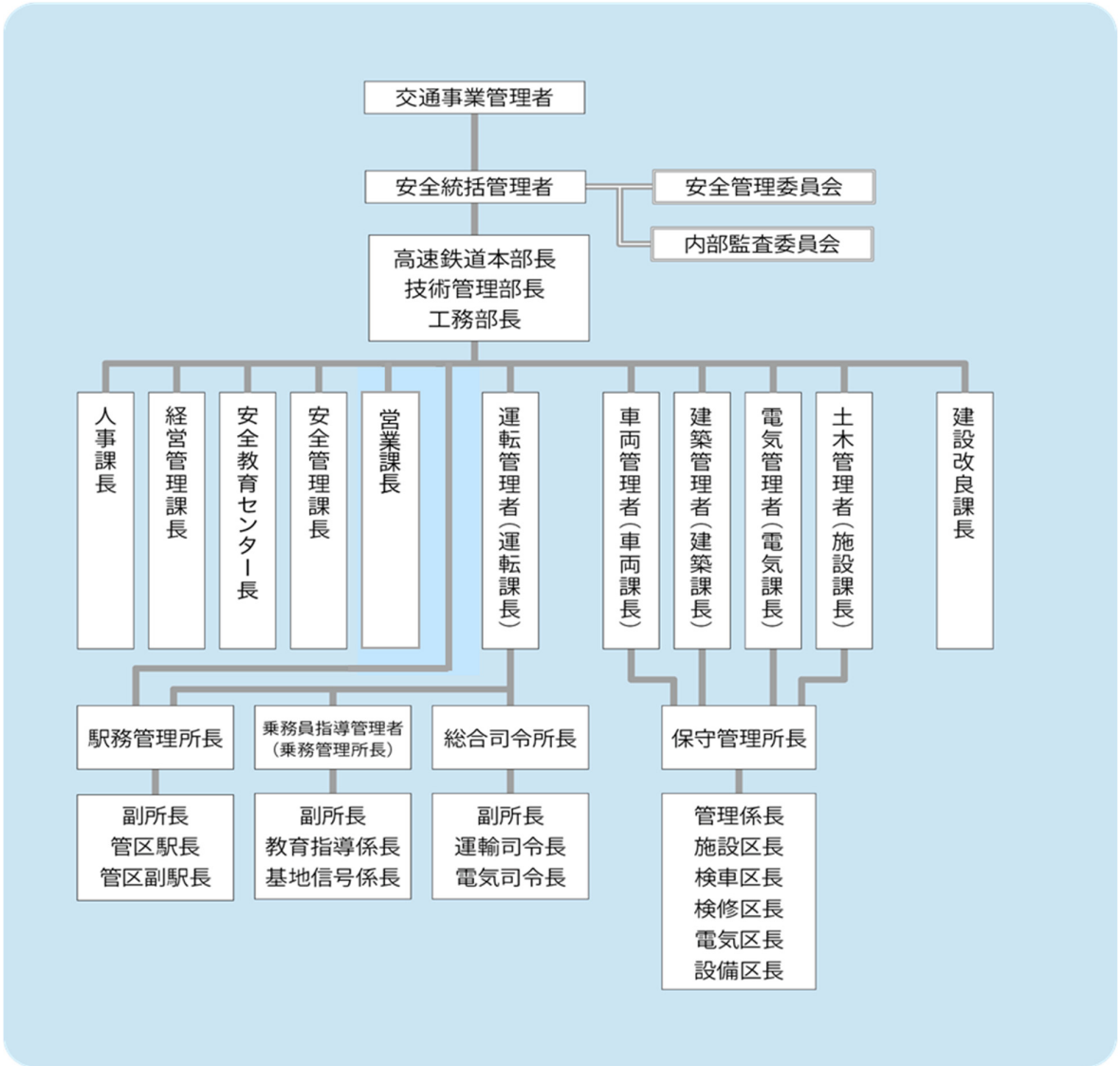

令和７年４月１日現在

2　令和６年度安全重点施策・目標達成状況

2－1　令和６年度安全重点施策・目標達成状況

基本的な考え方

これまでに発生させた事故と向きあい、一人ひとりが決められた手順やルールを順守し、基本動作を徹底することにより、お客様に安心を感じていただける、安全で安定した市営地下鉄の運行を提供します。

取組計画

1　安全意識を高く持ち、決められたルールを深く認識し、しっかり守ります。

・基本動作の徹底
・安全意識やリスクに対する感性の向上

2　安全を維持し向上させていく取組を常に見直し、改善に努めます。

・異常時総合訓練や各所訓練の充実
・ヒューマンエラー情報の活用とヒヤリハット改善事例の水平展開
・お客様への適切な情報提供
・請負工事・委託業務に伴う監督員のスキルアップ
・列車の運行に影響を及ぼす工事等における工事監理の徹底

3　安全な車両・設備などの提供に努めます。

・異常時対応の強化
・自然災害・施設老朽化への対応等
・故障原因となる装置・設備の改修及び更新

4　日ごろからコミュニケーションを活発にし、安全第一の職場風土を築きます。

・風通しの良い職場づくりおよびハラスメントのない職場
・部門間での連携強化
・重大事故の風化防止と技術継承
・点呼や作業打合せの厳正な執行
・職員の健康管理のサポート

到達目標

お客様が安心感を得られる市営地下鉄の提供

令和６年度 安全重点施策目標及び達成状況

目標・目標件数		令和６年度	令和５年度	令和４年度
鉄道運転事故・重大インシデント	0 件	0 件	0 件	0 件
30分以上の本線支障（有責による輸送障害）※	0 件	0 件	4 件	4 件

※　お客様の待ち時間が 30 分以上となる当局起因による輸送障害

2－2　運輸安全に係る各種件数

令和 6 年度は「鉄道運転事故」「電気事故」「災害※」「インシデント」は発生していません。また、輸送障害件数につきましては下表のとおりです。

※　災害とは「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他大規模な事故により鉄道施設又は車両に生じた被害」をいいます。

輸送障害　　単位：件

原因／年度	設備の不具合	自然災害	第三者障害	その他	合計
令和 6 年度	2	0	1	0	3
令和 5 年度	5	0	0	2	7
令和 4 年度	9	0	3	0	12

※　国土交通省令に基づき関東運輸局に届出を行った件数

ヒヤリ・ハット件数　　単位：件

部門／年度	運輸	保守
令和 6 年度	866	362
令和 5 年度	1,360	232
令和 4 年度	1,735	239

2－3　令和 6 年度に発生した 30 分以上の本線支障

令和 6 年度に発生した当局起因による 30 分以上の本線支障は、ございませんでした。

3　安全の取組

3－1　基本動作の徹底

定期教育等で指差確認称呼等の基本動作の重要性及び徹底を指導し、乗務員室添乗や業務立会いのもと実施状況の確認及び指導を行っています。

(1)　厳正な点呼執行

確実な業務遂行のため、点呼において心身状態、当日の業務内容、注意事項の確認をします。

▲点呼の様子

(2)　指差確認称呼

機器操作時など作業の確認において指差確認称呼を行い、ヒューマンエラーの芽を摘み取ります。

▲指差確認称呼

3－2　各種訓練の取組

(1)　故障・トラブル発生時の技能・対応力向上

異常時取扱夜間訓練（6・7月実施）

実際の車両を使用して車両や設備の故障が発生した際の手順を検証し、異常時対応の技量向上を図りました。あわせて、車両故障が発生した場合の処置について訓練を実施しました。

参加部署	総合司令所、乗務管理所、駅務管理所 安全教育センター、営業課、運転課
参加人数	121 名

▲異常時取扱夜間訓練

ワンマン運転支援取扱訓練（6・10 月実施）

異常時に乗務員だけでなく、駅係員が車内のお客様の避難誘導をスムーズに行えるよう、非常梯子設置及び車両設備（放送装置、列車無線装置、ドアコック等）の取扱いについて訓練を実施しました。

参加部署	駅務管理所、乗務管理所、駅業務受託事業者
参加人数	331 名

▲ワンマン運転支援取扱訓練

異常時総合訓練（１月実施）

ゲリラ豪雨及び軌道内への倒木を題材とし、机上訓練と一部の駅等での実地訓練を行いました。

①　対策本部と現場間での情報伝達の経路及び手段の確認
②　駅への浸水を防止するための止水板の設置
③　お客様の避難誘導や施設の復旧手順の確認

参加部署	保守管理所、総合司令所、乗務管理所、駅務管理所/駅、本庁関係課
参加人数	59 名

▲異常時総合訓練（情報伝達訓練）

異常時対応訓練（２月実施）

川和保守管理所３区合同で震度５強を想定した訓練を実施しました。

①　車両脱線、架線損傷、レール損傷を想定した復旧訓練を昨年と同様に若手職員中心のメンバー構成で実施
②　地震対応・異常時対応、経験の少なさ等の課題克服のため、知識・技術力の向上を目標とし日々訓練をしてきた今年度の総括訓練として実施
③　過去に発生した地震対応事例、対応方法等の継承などにより、課題や世代間ギャップなどを解消

参加部署	川和保守管理所（２月）
参加人数	27 名

▲異常時対応訓練

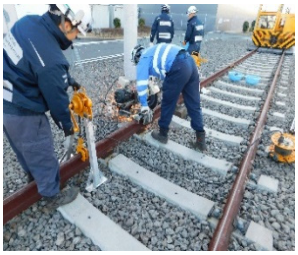

▲異常時対応訓練

(2)　地震・津波への対応

避難誘導訓練（3 月実施）

震災発生時の津波による被害を防ぐために、お客様の迅速な避難誘導を目的とした訓練を以下の通り実施しました。

①　横浜駅から花咲換気塔 入口まで経路確認
②　花咲換気塔内部の施設及び、備品配置確認
③　津波対応マニュアルの再確認

参加部署	駅務管理所（３月）
参加人数	27 名

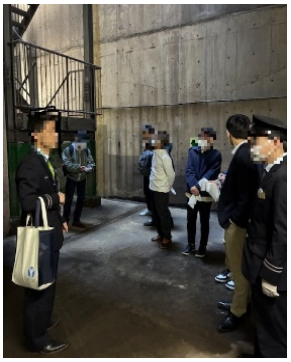

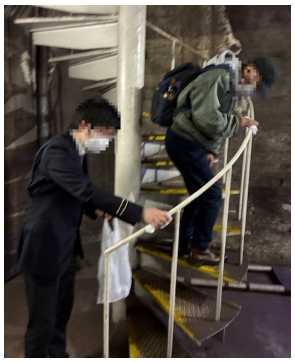

▲換気塔（避難階段）

風水害対応訓練（7月・8月実施）

障害を未然に防止するため、季節や気候に応じたリスクを普段の点検・検査などで洗い出し、以下の訓練を実施しました。

① 7月、8月の期間中の 1 か月間は毎日の仕事の中で、風水害へのリスクに対する気づきを終礼時に報告し、「気づきシート」に記載

② 抽出したリスクに対して、事前にできる予防措置を確認

③ 台風通過後の被害調査の実働訓練を実施

参加部署	上永谷保守管理所（7月）、新羽保守管理所（8月）、川和保守管理所（8月）
参加人数	170 名（川和 49＋新羽 62＋上永谷 59）

地震時対応訓練（7月・12 月実施）

震度 5 強の地震発生を想定し、以下の訓練を実施しました。

① 地震によるリスクを洗い出し、リスト化

② 地震によるリスクへの対応策についてグループワークを実施

③ 大地震後の道路崩壊を想定した、自転車を使っての高架、変電所、ポンプ室等の巡回と、動線の確認

参加部署	上永谷保守管理所（7月）、新羽保守管理所（12 月）
参加人数	111 名（新羽 65＋上永谷 46）

(3) 傷害対応訓練

粗暴犯への対応訓練

近年、粗暴犯による傷害事件が多数発生しており、公共の安全に対する脅威となっています。こうした状況を受け、傷害事件への備えを強化することを目的とした訓練を関係機関と連携し、以下のとおり実施しました。

① 新横浜駅（7月）

駅構内において発生した粗暴犯に対する、対応および情報伝達を伴う訓練を、関係機関（警察・東急線・相鉄線）と連携して実施しました。（当局 11 名参加）

② 湘南台駅（11 月）

警察及び接続する鉄道会社（小田急線・相鉄線）と合同で、傷害事件発生時の対応訓練を実施しました。（当局 13 名参加）

③ 関内駅（1月）

駅構内において発生した粗暴犯に対する実動訓練を関係機関（警察・消防・区役所・ＪＲ・みなとみらい線）と合同で実施しました。（当局 41 名参加）

参加部署	駅務管理所、本庁関係課
参加人数	65 名

▲①新横浜駅粗暴犯対応訓練

▲②湘南台駅傷害事件対応訓練

▲③関内駅粗暴犯対応訓練

(4)　災害対応訓練

避難誘導

全国各地で発生している地震や豪雨などの自然災害に備え、お客様を安全かつ迅速に避難していただくために、周辺施設と連携し、各種訓練を以下のとおり実施しました。

① 日吉駅：避難誘導訓練（6月）、合同避難誘導訓練（7月）、火災避難訓練（10月）
② 戸塚駅：浸水対策訓練（7月）、駅周辺混乱防止訓練（11月）
③ センター北駅：合同防災訓練（9・3月）、避難誘導訓練（12月）
④ あざみ野駅：合同防災訓練（10月）、避難誘導訓練（12月）
⑤ 湘南台駅：避難誘導訓練（11月）
⑥ 関内駅：駅周辺混乱防止訓練（12月）
⑦ 中山駅：避難誘導訓練（1月）
⑧ 横浜駅：避難誘導訓練（3月）、駅周辺混乱防止訓練（6・11月）

3－3　安全性向上の取組

当局において過去に発生した重大事故等を教訓とし、安全性向上の取組を進めています。

(1)　規程の整備やマネジメント強化

・規程に基づき業務が行われていることを確認するため、引き続き内部保安監査を実施。
・規程等検証改訂部会の分科会を開催。現場作業と規程の整合性を検証、規程類の見直しを実施。

(2)　職員教育の実施

・OJTに加え、業務に必要な知識や経験を、研修や訓練でしっかりと身に付ける職員教育の実施。
・安全意識、安全法令、職務に応じた役割など、職員の意識向上を図る教育の実施。

(3)　安全に関する情報収集・共有

他事業者の先進的な事例や事故事例などの情報を安全管理委員会で共有し、事例を当局に置き換え、施設、車両、設備、作業手順等の再確認

(4)　乗務員の睡眠改善

乗務員の睡眠時無呼吸症候群が踊場駅オーバーラン事故の原因となった可能性が高いことから、睡眠改善の取組を進めています。

睡眠改善リーダーの養成

・　令和2年度以降、本庁及び現場責任職が、日本睡眠改善協議会主催の睡眠改善インストラクター養成講座を受講し、これまで計11名の睡眠改善インストラクターの資格を取得しました。
・　インストラクターによる睡眠改善リーダー育成研修を実施しました。

乗務員の身近な相談者として、令和6年度、新たに63名が講習を受講し、現在、計144名の睡眠改善リーダーとして活動しています。

⑸　工事の管理・監督業務の改善

令和 3 年度に発生した輸送障害（請負工事での撤去部材の復旧忘失）の再発防止策の一環として、令和６年度には以下の取組を行いました。

・　輸送障害を受け、列車運行に影響を及ぼす工事における輸送安全に関する事項を計画書に定めるようにするため、輸送安全に関する事項をリスク洗い出しの対象項目として、「横浜市交通局請負工事の監督事務に関する取扱い」、「リスク洗い出し表及び設計協議書の作成に関する特記仕様書」に記載しました。（令和６年４月１日施行）

・　監督員の任命要件となる監督員研修を７月に開催し、監督員の心構えや役割など、職員の教育を実施（本研修は３年ごとの受講を義務付けており、令和６年度は 61 名が受講）。

・　当局職員・請負人等が工事により運行に影響を及ぼすリスク等を洗い出し、リスク等への備えを検討・共有するとともに、施工計画書に反映。

・　複数の業種を含む請負工事において、請負人と異なる業種の技術者等に対して、当該工事における専門作業特有のリスク等について教育。

３－４　安全に係る投資

地下鉄の安全運行を確保するため次のような取組を進めています。

⑴　開削トンネル・シールドトンネル構築補修工事　投資額 13.6 億円※　**（※令和６年度決算見込額。以下同）**

地下水に塩分が多く含まれる臨海部のため、塩害により構造物の腐食・劣化が起きています。そのため、構造物の劣化に対する長寿命化を目的とした構築補修工事を実施しています。

令和６年度は、開削トンネル（三ツ沢下町駅～吉野町駅間）及び宮元町シールドトンネル（吉野町駅～蒔田駅間）の構築補修工事を実施しました。

今後も継続して構築補修を進めます。

▲開削トンネル構築補修

▲シールドトンネル構築補修

⑵　早期運行再開のための耐震補強　投資額 1.7 億円※

大規模地震が発生した場合でも列車の早期運行再開が行えるよう、国の通達に基づき、柱の耐震性能をさらに向上させる耐震補強を実施しています。

令和６年度は蒔田～上大岡間（開削トンネル部）で実施しました。

▲開削トンネル部

(3)　信号保安装置更新工事（新羽）　投資額 15.9 億円※

信号保安装置は、運用開始から 25～30 年を目途に機器更新を行い、安全性を確保しています。

令和 6 年度は令和 3 年度から実施している北新横浜駅から仲町台駅間の信号保安装置更新工事を引き続き実施し、さらに新羽車両基地の信号保安装置更新工事の設計に着手しました。7 年度に、北新横浜駅から仲町台駅間の工事が完了する予定です。

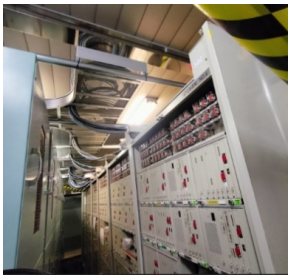

▲新羽駅機器室（更新中）

▲連動制御装置（新設）

(4)　地下鉄車両の電気機器更新　投資額 12.3 億円※（ブルーライン 10.1 億円・グリーンライン 2.2 億円）

ブルーライン車両に使用されているＡＴＣ装置等、電気機器の更新を実施しました。3000N 形は製造から 25 年以上が経過しており、電子部品等の経年劣化が生じる時期に来ていることから、主要電気機器を更新し、車両走行の安全性維持を図りました。

グリーンライン車両も同様に、開業時に導入された 1 次車を対象に電気機器の更新を完了させました。

▲ＡＴＣ装置・・・列車速度を自動的に制御する装置

(5)　車内防犯カメラの設置拡大　投資額 0.2 億円※

令和 6 年度は 3000 S 形車両（6 編成）に車内防犯カメラの設置を完了しました。これにより、ブルーライン 37 編成中 14 編成（3000S 形車両及び 4000 形車両）で車内防犯カメラを運用中です。今後も地下鉄車内の更なる安全強化のため、既存車両への設置・拡大を実施します。

3000 S 形車両

4000 形車両

(6)　エレベーター・エスカレーター更新工事　投資額 3.8 億円※

お客様に安全・安心にご利用いただくため、エレベーター及びエスカレーターを計画的に更新しています。

令和 6 年度は、中川駅のエレベーター 2 基と、三ツ沢下町駅、新横浜駅のエスカレーター計 5 基を更新しました。

▲更新したエレベーター

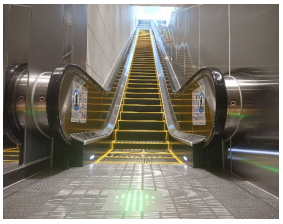

▲更新したエスカレーター

4　令和７年度安全重点施策

基本的な考え方

これまでに発生させた事故と向きあい、一人ひとりが決められた手順やルールを順守し、基本動作を徹底することにより、お客様に安心を感じていただける、安全で安定した市営地下鉄の運行を提供します。

取組計画

1　安全意識を高く持ち、決められたルールを深く認識し、しっかり守ります。

・基本動作の徹底
・安全意識やリスクに対する感性の向上

2　安全を維持し向上させていく取組を常に見直し、改善に努めます。

・異常時総合訓練や各所訓練の充実
・ヒューマンエラー情報の活用とヒヤリ・ハット改善事例の水平展開
・再発防止の徹底
・請負工事・委託業務に伴う監督員のスキルアップ
・列車の運行に影響を及ぼす工事等における工事監理の徹底

3　安全な車両・設備などの提供に努めます。

・異常時対応の強化
・自然災害・施設老朽化への対応等
・故障原因となる装置・設備の改修及び更新

4　日ごろからコミュニケーションを活発にし、安全第一の職場風土を築きます。

・風通しの良い職場づくりおよびハラスメントのない職場
・部門間での連携強化
・重大事故の風化防止と技術継承
・点呼や作業打合せの厳正な執行
・職員の健康管理のサポート

到達目標

お客様が安心感を得られる市営地下鉄の提供

項目	到達目標
鉄道運転事故・重大インシデント	0　件
30分以上の本線支障（有責による輸送障害）※	0　件

※　お客様の待ち時間が 30 分以上となる当局起因による輸送障害

Ⅳ　自動車事業（市営バス）の安全の取組

1　輸送の安全を確保する体制

1－1　横浜市交通局自動車安全管理規程

（道路運送法第 22 条の 2 に基づき平成 18 年 10 月 1 日制定 最近改正（施行）令和 6 年 4 月 1 日）

輸送の安全を確保するために、次のことについて規程として定めています。

○　輸送の安全を確保するための事業の運営方針等

○　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制と方法

※ 横浜市交通局自動車安全管理規程の全文は、交通局ホームページでご覧いただけます。

1－2　横浜市交通局自動車安全管理体制

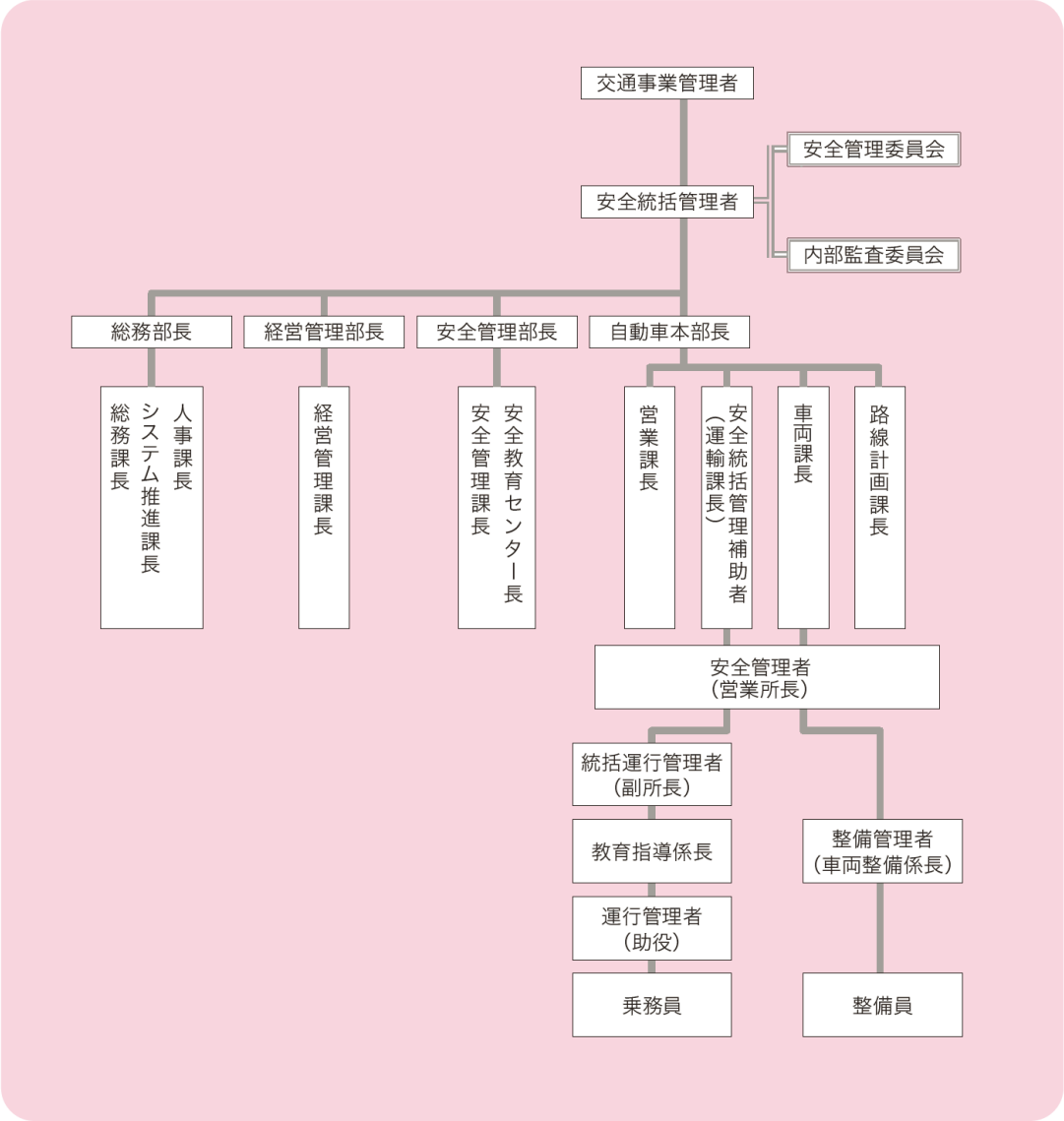

令和７年４月１日現在

2　令和６年度安全重点施策・目標達成状況

2－1　令和６年度安全重点施策・目標達成状況

基本的な考え方

平成26年２月17日の重大事故を重く受け止め、全職員が基本、原点に立ち返り、一つひとつの手順を正確かつ確実に実行することで、ヒューマンエラーに起因する事故や重大事故の防止に取り組みます。

また、職員が自ら考え行動するとともに、お客様の気持ちに寄り添う「優しさ」、自分を律する「強さ」、ルールや基本操作を徹底する「素直さ」を持てる職員を育成することにより、安全第一の職場風土の実現と、安全意識の更なる向上を目指します。

さらに、地域と連携した取組によって交通パートナー（お客様を含めた、道路を利用する全ての人と車両）との共存を推進します。

取組計画

1　安全意識を高く持ち、決められたルールを深く認識し、しっかり守ります。

・交差点進入時における安全確認の励行
・基本ルール（着座完了確認・３秒ルール・車内点検等）の徹底
・燃費向上の取組強化と運行データの活用
・添乗による指導・教育の強化
・各種研修の充実と指導役を担う乗務員の育成

2　安全を維持し向上させていく取組を常に見直し、改善に努めます。

・ヒヤリ・ハット情報の活用強化
・走行環境の改善
・定時性の向上
・バス停の安全対策
・地域と連携した交通安全啓発活動の継続実施
・災害時等対策の強化

3　安全な車両・設備などの提供に努めます。

・路上故障の削減
・安全性向上のための車両改善
・職場環境の改善

4　日ごろからコミュニケーションを活発にし、安全第一の職場風土を築きます。

・厳正な点呼執行
・職員の健康管理サポート
・「安全の日」の取組の継続実施
・人材育成
・風通しの良い職場づくり

到達目標

重大事故に直結する可能性が高い事故の防止

令和６年度安全重点施策目標及び達成状況

目標・目標件数		令和６年度	令和５年度	令和４年度
歩行者との接触事故	0 件	3(※) 件	1 件	3 件
自転車との接触事故	0 件	3 件	2 件	1 件

※運行委託先による死亡事故１件を含む

2－2　事故統計

(1)　有責事故件数

単位：件

	年間	10万キロあたり
令和6年度	118※	0.46※
令和5年度	102※	0.38※
令和4年度	117	0.42

※保留案件があることから確定値ではありません。

(2)　自動車事故報告規則第2条に規定する事故件数

単位：件

発車反動	急止反動	ドア挟圧	車両動揺	その他	合計
4	5	3	0	6	18

※急止反動・その他には無責の事故も含みます。

3　安全の取組

3－1　輸送の安全のための措置

(1)　ヒヤリ・ハット情報の活用強化

ヒヤリ・ハット活用事例

・　ヒヤリ・ハット情報をデジタルサイネージ等を使用して、営業所職員に周知しています。

・　ヒヤリ・ハット映像を用いKYT（危険予知トレーニング）を行うことで、危険感受性の向上に取組んでいます。

単位：件

	ヒヤリ・ハット報告
令和6年度	1,734
令和5年度	1,671
令和4年度	1,533

(2)　職員表彰

・　安全運行に努め、無事故、無違反を長期間継続した乗務員を対象として、交通局内で職員表彰を実施しています。

・　国の機関や警察等の外部組織から、長年の業務従事における功績や安全への貢献が顕著な職員が表彰を受けました。

単位：名

職員表彰名	令和6年度　表彰人数	
	乗務員	整備員
交通局内無事故表彰	20	－
関東運輸局長表彰	6	1
神奈川運輸支局長表彰	20	0
神奈川県警本部長表彰	27	－
日本バス協会長表彰	14	0

(3)　路上故障削減の取組

バス車両の安全を確保するため整備体制の充実とともに職員の技術向上を図り、路上故障の削減につなげます。令和6年度は次の取組を行いました。

・　不具合情報の検証及び発信

・　故障の傾向や原因分析に基づいた予防整備を実施

・　整備員や整備管理補助者に対する研修を実施

・　整備員に対する外部講師による技術研修を実施

・　電装部品等計画的交換を実施

単位：件

	路上故障件数
令和6年度	62
令和5年度	62
令和4年度	68

(4) 安全意識の醸成

① 交差点右左折時における安全確認の徹底

交差点での安全確保に高い意識を持ち安全確認の徹底を図るため、各営業所で注意が必要な交差点を全11か所指定し、右左折時の一時停止を義務づけています。

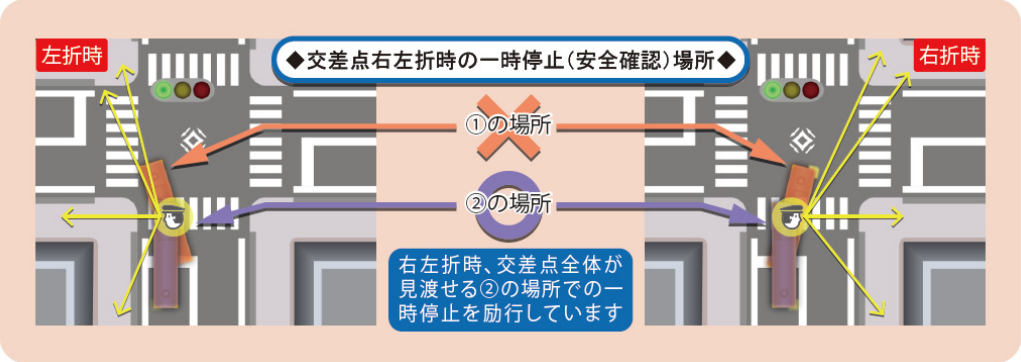

② 毎月 17 日「安全の日」の取組

平成26年２月17日の重大事故を忘れず、職員一人ひとりの安全意識向上を図るため毎月17日を「安全の日」と定めています。営業所責任職による早朝点呼立会いや日常点検立会い、交差点（11か所）での安全誘導などを実施しています。

(5) バス停留所の安全対策

国土交通省が令和３年１月に公表した安全性確保対策が必要なバス停留所（交差点又は横断歩道前後５ｍの範囲に車体がかかる場所等）について、関係機関等と調整を図り安全対策を継続して実施していきます。

また、乗車位置に横断防止柵や植栽があるバス停留所等の乗降環境を整備し、高齢者や車いすをご利用されるお客様にも、安全で安心して利用できるバス停留所を目指しています。

▲バス停留所乗降環境整備

(6) 交通安全教室等の開催

地域の小学校等と連携してバス乗り方・交通安全教室、バリアフリー教室などを開催しています。（令和６年度：39 回開催）

▲交通安全教室開催の様子

(7)　地震・津波対策の強化

直近では令和６年能登半島地震が発生したことや、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高い状態であることから、大地震等が発生した場合、初動対応をスムーズに行えるよう「地震・津波初動対応マニュアル」を作成しました。

「地震･津波初動対応マニュアル」抜粋

2　地震の考え方

横浜市内における大規模な被害が想定される地震は主に次の4つです。

- 元禄型関東地震（相模トラフ）
- 南海トラフ巨大地震（南海トラフ等の遠方）
- 東京湾北部地震（首都直下型のプレート境界型）
- 慶長型地震（南海トラフ等の遠方）

参考【最大震度想定】：横浜市行政地図情報提供システム

・震度6強…保土ケ谷営業所、浅間町営業所、滝頭営業所、本牧営業所、鶴見営業所
・震度6弱…若葉台営業所、港南営業所、港北営業所、緑営業所、磯子営業所

神奈川県　交通規制計画

（想定地震に基づく交通規制）

「大正型関東地震」「三浦半島断層群地震」

‥ 首都高速道路県内全域アクアライン、保土ケ谷 BP 全線、横横道路全線、東名高速道路県内全線

「都心南部直下地震」

‥ 首都高速道路県内全域アクアライン、保土ケ谷 BP 全線、横横道路全線、東名高速道路県内全線、246 号の一部

（震度等に基づく交通規制）

震度による交通規制計画（震度 6 強、大津波警報発令）

‥ 首都高速、国道 1 号（横浜新道含）、15 号（東京都境～青木橋）、16 号（保土ケ谷 BP、横横道路含）など

●定義について

災害（災害対策基本法）･･･ 大規模災害含

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害。

●災害対策基本法の一部を改正する法律（H26）

緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（災害応急措置として創設）。また大雪や吹雪の際に立ち往生車によって、緊急通行車両の通行が確保できず、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合は、災害対策基本法を適用し道路管理者による移動を行う。

5

（6）走行不能となった場合の対応

バスの走行が不可能となった場合には、人命最優先の行動をとる。

〈バスを放置する際の処置〉

・サイドブレーキを掛け、エンジンを切り、エンジンキーをつけたままにし、車止めを設置する。

・車内への延焼等を防止するため、窓・ドアは閉める。メインスイッチは切る。

（7）津波情報を入手した際の対応

運行再開後に津波に関する情報を入手した際には、「第3章　津波対策編」を参照に行動します。ただし、内陸部の４営業所（若葉台、港南、港北、緑）については、津波情報を入手後も継続して運行を行います。ただし、浸水想定エリアに向かう路線については。一部運休とします。3 章　津波対策編 P16参照

緊急地震速報とは（出典　気象庁）

地震発生後、震源付近の少ない観測点のデータを元にできる限り早く震源やマグニチュード（M）を推定します。その震源とマグニチュード（M）を元に、各地点の揺れの強さ（震度と長周期地震動階級）と到達時刻を予測します。全国約690 箇所の気象庁の地震計・震度計を利用している。

なお、地上波民放テレビ各社では、最大推定震度5弱以上の地震が発生した場合、震度4以上が予想されるエリアに対して「緊急地震速報」を放送します。

※　緊急地震速報で用いられる名称：横浜市 18 区

→【神奈川県東部】

【注意事項】

市営バスには「インターホンアンプ（緊急ラジオ付 CI-2000」が搭載されています。このアンプは、FM ラジオ放送の「緊急地震速報」及び「緊急警報放送」を常時監視し、いずれかを受信した際に放送を開始します。

※緊急地震速報が横浜市のエリアである「神奈川県東部」以外にも受信することがあるため、緊急地震速報を受信しても、地震が来ない時もあります。

なお、受信放送時間は 3 分です。

CI-2000

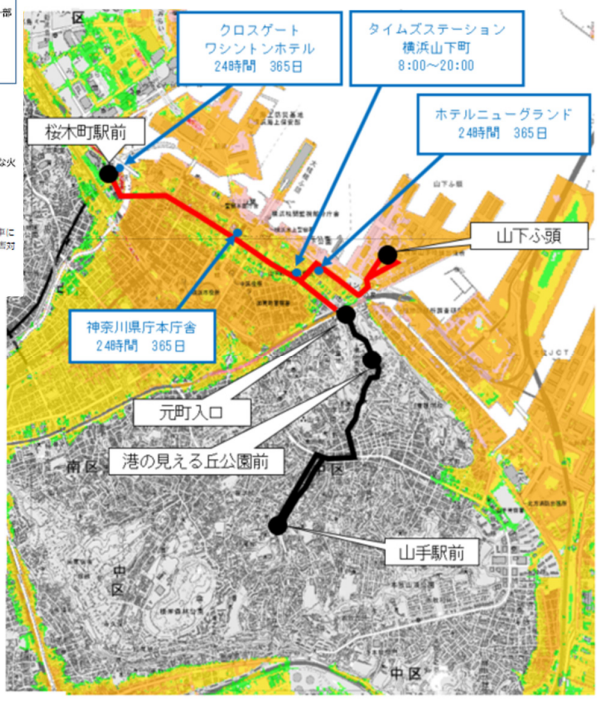

「神奈川県津波浸水想定図」を基に作成

３－２　輸送の安全に関わる訓練及び研修の充実・強化

事故未然防止研修

・　基本的な運転操作をはじめ、交差点における安全確認方法等、実車を活用した訓練を実施しています。

・　ドライブレコーダー映像を教材にした危険予知訓練を実施しています。

開催回数	198 回
参加人数	363 名

▲自身の運転映像を用いた指導

事故の再発防止に向けた研修

・　研修の理解度を高めるため、事故発生時や通常業務時のドライブレコーダー映像を使用して講師とマンツーマンで面談を実施し、乗務員に運転の癖を気づかせ、運転技術の向上を目指します。

・　人身事故や静止物との接触事故、構内事故などを起こした乗務員に対して運転技能研修を実施しています。

・　令和３年度から、経験の浅い乗務員を対象に自身の運転を振り返るフォローアップ研修を実施しています。

開催回数	21 回
参加人数	88 名

新採用乗務員養成研修

・　採用した乗務員が営業所に配属される前に、実車を使用して危険予知や安全確認・省エネ運転等の運転操作を習熟させる研修を実施しています。

・　特に、バス乗務未経験者には初歩的な運転操作から実習させ、習熟度に応じた丁寧な教育を施した上で営業所に配属しています。

開催回数	6 回
参加人数	108 名

▲運行前点検（エンジン・オイルの量を確認）

▲実車を用いた運転研修

ゴールドマスタードライバー研修

・　新採用乗務員の指導や運転実技研修における講師を担うゴールドマスタードライバーに任命された乗務員に対し、その心構えや必要な知識等を学ぶ研修を実施し、指導方法の統一化と意識向上を図ります。

・　また、安全確認や運転操作だけではなく接遇面でも質の高い指導を行える研修を実施しています。

開催回数	1 回
参加人数	13 名

▲座学での研修

4　令和７年度安全重点施策

基本的な考え方

平成26年２月17日の重大事故を重く受け止め、全職員が基本、原点に立ち返り、一つひとつの手順を正確かつ確実に実行することで、ヒューマンエラーに起因する事故や重大事故の防止に取り組みます。

また、職員が自ら考え行動するとともに、お客様の気持ちに寄り添う「優しさ」、自分を律する「強さ」、ルールや基本操作を徹底する「素直さ」を持てる職員を育成することにより、安全第一の職場風土の実現と、安全意識の更なる向上を目指します。

さらに、地域と連携した取組によって交通パートナー（お客様を含めた、道路を利用する全ての人と車両）との共存を推進します。

取組計画

1　安全意識を高く持ち、決められたルールを深く認識し、しっかり守ります。

・交差点進入時における安全確認の励行
・基本ルール（着座完了確認・扉操作時の安全確認・車内点検等）の徹底
・燃費向上の取組強化と運行データの活用
・添乗による指導・教育の強化
・各種研修の充実と指導役を担う乗務員の育成

2　安全を維持し向上させていく取組を常に見直し、改善に努めます。

・ヒヤリ・ハット情報の活用強化
・走行環境の改善
・定時性の向上
・バス停の安全対策
・地域と連携した交通安全啓発活動の継続実施
・災害時等対策の強化

3　安全な車両・設備などの提供に努めます。

・路上故障の削減
・安全性向上のための車両改善
・職場環境の改善

4　日ごろからコミュニケーションを活発にし、安全第一の職場風土を築きます。

・厳正な点呼執行
・職員の健康管理のサポート
・「安全の日」の取組の継続実施
・人材育成
・風通しの良い職場づくり

到達目標

重大事故に直結する可能性が高い事故の防止

歩行者との接触事故　**【 撲 滅 】**　／　自転車との接触事故　**【 撲 滅 】**

項目	到達目標
歩行者との接触事故	0　件
自転車との接触事故	0　件

信頼を心で運ぶ市バス・地下鉄

横浜市交通局

発行　：令和７年７月

所在地　：横浜市中区本町 6 - 50 -10

ホームページ　：https://www.city.yokohama.lg.jp/kotsu/

お問い合わせ先　：横浜市交通局安全管理部安全管理課

電話　：045 - 671 – 3173